

美郷町連携企業応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、本町と連携協力協定を締結している日本航空株式会社（以下「連携企業」という。）の航空機の利用促進を図ることを目的として実施する美郷町連携企業応援事業（以下「応援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 応援事業は、連携企業の航空機を利用した本町に住所を有する者に美郷町地域振興券給付事業実施要綱（令和4年美郷町告示第9号。以下「振興券給付要綱」という。）に規定する地域振興共通券（以下「振興券」という。）を給付するものとする。

(給付対象者)

第3条 振興券の給付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年4月28日から令和4年9月30日までにJALグループ国内線に搭乗し、往路及び復路において秋田空港を利用した者
- (2) 往路及び復路の利用日において本町の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 町税及び使用料等の滞納がない者

(給付額)

第4条 給付対象者に対し、振興券6,000円を給付する。

2 振興券の給付は、1人につき1回限りとする。

(給付申請)

第5条 振興券の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美郷町連携企業応援事業振興券給付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて別表に定める給付申請期限まで町長に提出しなければならない。

（1） 本人確認書類の写し（運転免許証など）

（2） 搭乗券又は搭乗証明書

（3） その他、町長が必要と認める書類

（給付決定）

第6条 町長は、前条の規定による給付申請があったときは、その内容を審査し、給付の可否について決定し、美郷町連携企業応援事業振興券給付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するとともに、振興券6,000円を給付するものとする。ただし、給付申請数が別表に定める振興券発行予定数を上回る場合は、抽選により振興券の給付者を決定するものとする。

（振興券の使用範囲等）

第7条 振興券の使用範囲等については、振興券給付要綱第6条から第12条までの規定を適用する。

（返還）

第8条 町長は、虚偽その他不正な行為により振興券の給付を受けた者に対し、振興券の券面金額相当額を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定を除き、令和5年3月31日限りでその効力

を失う。

別表（第5条、第6条関係）

利用期間	給付申請期限	振興券 発行予定数
令和4年4月28日～ 令和4年5月31日	令和4年6月30日	100
令和4年6月1日～ 令和4年6月30日	令和4年8月1日	100
令和4年7月1日～ 令和4年7月31日	令和4年8月31日	100
令和4年8月1日～ 令和4年8月31日	令和4年9月30日	100
令和4年9月1日～ 令和4年9月30日	令和4年10月31日	100